2 障がい者雇用

雇用者数は13年続けて過去最高を更新

厚生労働省は昨年12月13日、平成28年(2016年)「障がい者雇用状況の集計結果」を取りまとめた。民間企業で働く障がい者の割合(実雇用率)は2016年6月1日時点で、前年を0.04 料上回る1.92%、雇用障がい者数は前年比2万1,240.5人増の47万4,374.0人となり、雇用障がい者数、実雇用率ともに過去最高を更新した。

実雇用率は5年連続で過去最高 の1.92%

集計結果によると、民間企業(50人以上規模の企業:法定雇用率2.0%)に雇用されている障がい者数は47万4,374.0人で、前年より4.7%(2万1,240.5人)増加し、13年連続で過去最高となった。

雇用者のうち、身体障がい者は 32 万7,600.0人 (対前年比2.1%増)、知 的障がい者は10万4,746.0人(同7.2% 増)、精神障がい者は4万2,028.0人 (同21.3%増)と、いずれも前年よ り増加した。特に精神障がい者の伸び 率が大きい。

全企業規模で雇用者数が前年比増に

一方、企業規模別に見ると、雇用されている障がい害者数は、 $50\sim100$ 人未満規模企業で4万3,503.0人(前年4万1,249.5人)、 $100\sim300$ 人未満で9万3,480.0人(同8万8,406.5人)、 $300\sim500$ 人未満で4万3,378.0人(同4万1,550.5人)、 $500\sim1,000$ 人未満で5万7,069.5人(同5万4,780.0人)、1,000人以上で23万6,943.5人(同22万7,147.0人)となり、全ての企業規

模で前年より増加している。

そこで、実雇用率について企業規模別に見てみると、50~100人未満で1.55%(前年は1.49%)、100~300人未満で1.74%(同1.68%)、300~500人未満で1.82%(同1.79%)、500~1,000人未満で1.93%(同1.89%)、1,000人以上で2.12%(同2.09%)となった。民間企業全体の実雇用率1.92%(同1.88%)に比べ、500~1,000人未満と1,000人以上規模企業が上回っていることがわかる。

法定雇用率達成企業の割合では、50~100人未満が45.7%(前年は44.7%)、100~300人未満が52.2%(同50.2%)、300~500人未満が44.8%(同44.0%)、500~1,000人未満が48.1%(同44.6%)、1,000人以上が58.9%(55.0%)となっており、全規模の区分で前年より増加した。

図 障がい者雇用の状況

(平成28年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況 実質雇用率 1.92% 法定雇用率達成企業割合 48.8%
- 雇用者数は 13 年連続で過去最高を更新。障がい者雇用は着実に進展。

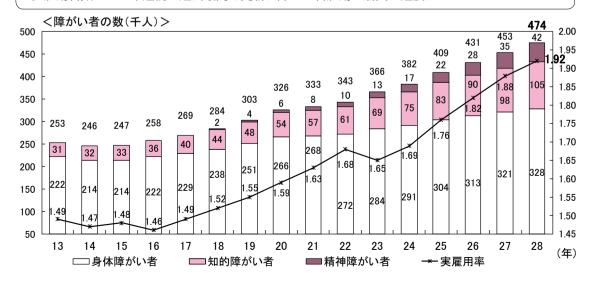


表 企業規模別の障がい者雇用状況

全ての企業規模において、実雇用率及び法定雇用率達成企業割合が上昇した。

	平成27年			平成28年		
	企業数(企業)	実雇用率(%)	達成割合(%)	企業数(企業)	実雇用率(%)	達成割合(%)
規模計	87,935	1.88	47.2	89,359	1.92	48.8
50~100未満	39,566	1.49	44.7	40,149	1.55	45.7
100~300未満	34,155	1.68	50.2	34,681	1.74	52.2
300~500未満	6,556	1.79	44.0	6,712	1.82	44.8
500~1,000未満	4,495	1.89	44.6	4,585	1.93	48.1
1,000以上	3,163	2.09	55.0	3,232	2.12	58.9

運輸業・郵便業も実雇用率が2%台に

産業別に見ると、雇用されている障がい者の数は、「鉱業,採石業,砂利採取業」と「学術研究,専門・技術サービス業」以外の全ての業種で前年より増加。実雇用率では、「医療,福祉」(2.43%)、「農,林,漁業」(2.14%)、「生活関連サービス業,娯楽業」(2.11%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(2.05%)、「運輸業,郵便業」(2.00%)が法定雇用率を上回っている。

雇用率未達は「1人不足企業」が過半数

今回の集計では、法定雇用率未達成企業は4万5,790社だった。未達成企業を見ると、不足している人数(不足数)が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、66.4%を占めている。また、障がい者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、未達成企業に占める割合は58.9%だった。

また、特例子会社(親会社の実雇用率に算入できる障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社)の認定を受けている企業は448社(前年比26社増)で、雇用されている障がい者数は2万6,980.5人だった。



 \Diamond

障害者雇用促進法では、事業主に対 し、常時雇用する従業員の一定割合(法 定雇用率、民間企業の場合は2.0%) 以上の障がい者を雇うことを義務づけ ている。本集計は、同法に基づき、毎 年6月1日現在の身体障がい者、知的 障がい者、精神障がい者の雇用状況に ついて、雇用義務のある事業主からの 報告をとりまとめたもの(集計では、 重度身体障がい者と重度知的障がい者 は1人を2人相当で計算する。重度以 外の身体障がい者および知的障がい者 ならびに精神障がい者の短時間労働者 は1人を0.5人相当で計算するため端 数が出る)。民間企業では、8万9.359 社が対象となっている。

 \Diamond

雇用率の見直しを提言/経団連

経団連 (榊原定征会長) は同日、「障がい者雇用率の見直しに向けて――分け隔てない共生社会の実現」と題する提言を公表した。

障がい者雇用の就労実態について、 ①身体障がい者の高齢化に伴い退職者 が増加する一方、精神障がい者の雇用 が増大している②精神障がい者の場合、

法定雇用率の算定基礎に精神障がい者 (精神障がい者保健福祉手帳の所持者) を加えることになっている法定雇用率 は「雇用率の引き上げが見込まれてい る とし、「引き上げ幅は、法律で定 めた激変緩和措置により、障がい者の 雇用状況その他の事情を勘案して労働 政策審議会で決定することになってい る。仮に法定の算定式に基づいて機械 的に雇用率を設定することになれば、 未達成企業の割合が高まることは必至 であり、また、大幅な引き上げとなれ ば、雇用率達成に取り組んでいる企業 の意欲が減退し、納付金を支払えばよ いという諦めの風潮を助長しかねな い」と懸念を示した。

また、社会的な連帯責任の理念のもとで、法定雇用率を下回っている事業主から納付金を徴収する一方で、法定雇用率を超えて障がい者を雇っている事業主に対して調整金・報奨金を支給するとともに、施設・設備の設置・改善等に伴う費用を助成する納付金制度についても、「支出超過が続いている」などとして、今後の法定雇用率制度と給付金制度の見直しを提言している。

(調査部)